

(仮称)池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例(素案)  
に対するご意見と、それに対する市の考え方

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間(パブリックコメント期間)

平成22年1月26日~平成22年2月15日

(2) 意見提出状況

提出者数 3人

提出件数 13件

意見の内容

- ・ 条例全般に対する意見 2件
- ・ 個別条文(前文含む)に対する意見 11件

2 パブリックコメントで寄せられた提出意見への対応

(1) 意見を踏まえ、素案を修正及び追加補足するもの 8件・・ア

(2) 意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているもの 1件・・イ

(3) 市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 5件・・ウ

1つの意見に、アとウがあり、合計14件となっています。

3 条例(素案)の修正

この修正は、パブリックコメントで寄せられた意見に基づき、素案について加筆及び修正を行ったものです。加筆及び修正を行った部分については、見え消し線や下線を付して明記しています。

前文及び第1条 略(加筆及び修正無し)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 ~~市内に住所を有する者、市内に滞在する者(法人を除く。)~~をいう。

本市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市の区域内に滞在し、若しくは本市の区域内を通過する者をいう。

(2) 地域団体 地域コミュニティ推進協議会、自治会、自主防災組織、非営利活動団体、ボランティア団体その他本市域内で活動する団体をいう。

(3) 関係機関等 教育、医療、防犯その他市民の安全を確保するための本市域内で活動する前2号に規定するものを除くすべてのものをいう。

~~(4) 協働 市、市民、地域団体及び関係機関等が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に尊重し信頼しながら一体となって取り組んでいくことをいう。~~

(市の責務)

第3条 市は、市民、地域団体及び関係機関等とともに、この条例の目的を達成するための総合的な施策を定め、~~かつ、行うよう努めなければならない。~~  
策定し、かつ、実施しなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、市民、地域団体及び関係機関等に対し技術的な助言その他の支援の措置を講ずるよう努めなければならない。講じなければならない。

3 市は、この条例の目的を達成するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

4 市は、前3項に規定する施策を遂行するに当たっては、高齢者、障がい者、児童等の安全に特に配慮するものとする。~~配慮しなければならない。~~

第4条 略(加筆及び修正無し)

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、~~この条例の目的を達成するため~~その団体の地域に根ざした活動により、安全の確保に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第6条 関係機関等は、~~この条例の目的を達成するため~~その活動内容の範囲内

において、安全の確保に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、その所有し、又は管理する施設及び又は設備について、常に点検を行う等により安全が確保されるよう努めなければならない。

~~(連携協力)~~(協働及び緊急時の協力)

第7条 市、市民、地域団体及び関係機関等は、~~この条例の目的を達成するための施策が円滑に行われるよう~~それぞれの果たす役割を自覚し、相互に尊重し、協働しなければならない。

- 2 市民、地域団体及び関係機関等は、本市域において大規模災害若しくは凶悪犯罪その他の市民の生命、身体及び財産に対する重大な危害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき(以下「緊急時」という。)には、市民を脅かす危害に対応する市の対策に協力するよう努めなければならない。

- 3 市は、本市域外の国、地方公共団体等と緊密に連携を図るよう努めなければならない。

第8条及び第9条 略(加筆及び修正無し)

(体制の整備)

第10条 市は、市民、地域団体及び関係機関等と協働してこの条例の目的を達成するための施策を推進する~~連携して~~、第3条第1項の施策を効果的に実施するための体制を整備しなければならない。

(池田市市民安全委員会等)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する事項を審議するため、池田市市民安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 市長は、緊急時にあつては、緊急特別委員会を置くことができる。

3 委員会及び緊急特別委員会は、市長、教育長、消防長、池田警察署長、池田保健所長その他安全で安心なまちづくりについて優れた見識を有する者をもって組織する。

- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 緊急特別委員会に、委員長を置き、市長をもって充てる。

6 前各号に定めるもののほか、委員会及び緊急特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、~~市長が別に~~規則で定める。

#### 4 パブリックコメントに対する本市の考え方

##### 【意見1】

第2条第1項の「市民の定義」について、平成21年3月30日に制定された「池田市美しいまち推進条例」の定義と異なっていますが、何か違うところがあるのでしょうか。

(A)

「池田市美しいまち推進条例」の定義と同じく、池田市域内の全ての人を対象とするため、ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。ア

(用語の定義)

(1) 市民 本市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市の区域内に滞在し、若しくは本市の区域内を通過する者をいう。

##### 【意見2】

第2条で「協働」を、定義する必要があるのでしょうか。そのために全体を通じた規定がわかりにくくなっているように思えます。

第7条は、第2項と第3項を入れ替えたほうがよいのではないのでしょうか。全体を通して、「責務」「協働」の精査が必要ではないのでしょうか。

(A)

ご意見を踏まえ、「協働」の定義は削除し、その定義内容を第7条第1項に盛り込むとともに、見出しを「(協働及び緊急時の協力)」とし、次のとおり記述を修正しました。ア

(協働及び緊急時の協力)

第7条 市、市民、地域団体及び関係機関等は、それぞれの果たす役割を自覚し、相互に尊重し、協働しなければならない。

なお、第7条第1項及び第2項は、池田市域内について定めたもので、第3項は池田市域外について定めたものという区分けとしました。ウ

また、ご意見を踏まえ、「責務」「協働」を精査し、全体を見直しました。特に、第5条（地域団体の責務）及び第6条（関係機関等の責務）の規定が不明瞭であったので、第4条（市民の責務）と呼応したものとするとともに、第10条（体制の整備）を、次のとおり記述を修正しました。ア

（地域団体の責務）

第5条 地域団体は、その団体の地域に根ざした活動により、安全の確保に……

（関係機関等の責務）

第6条 関係機関等は、その活動内容の範囲内において、安全の確保に……

（体制の整備）

第10条 市は、市民、地域団体及び関係機関等と連携して、第3条第1項の施策を効果的に実施するための体制を整備しなければならない。

【意見3】

第3条 市は、……施策を定め、かつ、行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、……措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、……、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

4 市は、……高齢者、障がい者、児童等の安全に特に配慮するものとする。

とありますが、やはり市の姿勢としては「しなければならない。」とすべきではではないでしょうか。

（A）

第2項及び第4項は、ご意見のとおり市の姿勢を明確にすべきと考え、ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。ア

1 市は、……策定し、かつ、実施なければならない。

2 市は、……措置を講じなければならない。

4 市は、・・・配慮しなければならない。

第3項は必ず財政上の措置をとれるかどうかということもあり、「講ずるもの」としました。

**【意見4】**

第3条から第6条までに「市の責務」、「市民の責務」、「地域団体の責務」、「関係機関等の責務」とありますが、まちづくりの主体は市民であることを考えると、まず、「市民」があって、そして「地域団体」、「関係機関等」、最後に「市」ではないでしょうか。

「責務」として、市民、地域団体、関係機関等にそこまで求められるのでしょうか。「協力」のほうがよいのではないのでしょうか。

(A)

まちづくりの主体が市民であることは、ご意見のとおりです。しかし、「責務」として規定するとき、まず市が何をすべきかという規定が必要と考えました。

市が果たすべき役割の重要性を認識するとともに、その姿勢を基本とすることから、この見出し順で作成しました。

また、池田市の最高規範である「池田市みんなでつくるまちの基本条例」においても、「市民の責務」、「執行機関等の責務」等とうたっていますので、本条例においてもこれに沿って「責務」としました。

**【意見5】**

この条例の目的を達成するためにも、一番大事なものは市民等からの理解及び協力ではないでしょうか。そう考えれば、第7条に規定していますが、用語の定義の後に連絡協力について規定するほうがよいのではないのでしょうか。

(A)

条例の構成上、責務規定は、目的規定、定義規定に続いて置かれるのが一般的であり、本条例もそれに沿った形で構成しました。

【意見 6】

第 4 条で「市民は、積極的に協力しなければならない。」というような表現が必要ではないでしょうか。

( A )

ご指摘の表現につきましては、「協働する」という表現により、第 7 条において市民のみならず、市、地域団体及び関係機関等も含めて義務づけました。イ

【意見 7】

第 6 条第 2 項中「管理する施設及び設備」は、「管理する施設又は設備」とすべきではないでしょうか。

( A )

ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。ア

2 関係機関等は、・・・管理する施設又は設備・・・

【意見 8】

第 11 条第 1 項に主語がありませんが、「市は」を入れるべきではないでしょうか。

( A )

ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。ア

第 11 条 市は、安全で安心なまちづくりに・・・

【意見 9】

第 11 条の委員会と緊急特別委員会の第 2 項から第 4 項の順番を整理すべきではないでしょうか。

( A )

ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。ア

- 2 市長は、緊急時にあつては、・・・
- 3 委員会及び緊急特別委員会は、市長、教育長、消防長、池田警察署長、池田保健所長その他安全で安心なまちづくりについて優れた見識を有する者をもって組織する。
- 4 委員会に、・・・・。
- 5 緊急特別委員会に、・・・・
- 6 前各号に定めるもののほか、委員会及び緊急特別委員会の・・・

【意見10】

第12条「市長が別に定める」では、どこの定めがあるのか不明であるので、はっきりと「規則で定める」とすべきではないでしょうか。

(A)

ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。ア

第12条 この条例に・・・必要な事項は、規則で定める。